

「表紙共 10 枚」

令和4年3月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年4月8日（金曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

| | |
|-----------|------------|
| 1 番 石井照久 | 11 番 河津裕治 |
| 2 番 松原忠雄 | 12 番 川津清則 |
| 3 番 横田秀喜 | 13 番 財津満寿光 |
| 4 番 江藤義幸 | 14 番 中島浩司 |
| 5 番 左原三枝子 | 15 番 美野英俊 |
| 7 番 森 克男 | 16 番 伊藤明美 |
| 8 番 飯田 隆 | 17 番 原田文利 |
| 9 番 湯浅正徳 | 18 番 財津政美 |
| 10 番 川津美利 | 19 番 高瀬義徳 |

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

3 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について

第8号 4月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第2号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

第3号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 2月戸別訪問集計表について

(2) 4月現地調査

日 時 4月21日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 4月調査委員会

日 時 4月26日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 4月定例総会

日 時 5月9日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月20日(水) 役員会

4月22日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他 ・「3月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「3月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局長 (武内義則)</p> | <p>それでは、定例総会を開会いたします。本日は、6番の綾垣委員から欠席届が出ておりますのでご報告いたします。また、森委員が少し遅れるという連絡をいただいておりますのでございます。総会の成立でございますけれども、委員総数19名中、森委員を外しますと17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますけれども、議事の進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>改めまして、こんにちは。新しい年度となりました。国の法制化によりですね、人・農地プランの中で、農業委員会の役割が以前に比べて相当増しております。また、2年後ですかね、農地利用最適化推進におきまして、目標は80%ということでございます。今現在のところはですね、60%ぐらいでございます。粛々と仕事をしたいと思っております。それでは着座いたしまして、議事を進行してまいります。</p> |
| | <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。それでは、議事録署名委員の指名させていただきたいと思っております。8番の飯田隆委員、18番の財津政美のお二方をお願いしたいと思います。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局 (田中さおり)</p> | <p>続きまして、議案訂正でございます。事務局、お願いいたします。</p> <p>議案訂正はございません。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、11番河津裕治委員、15番美野英俊委員、16番伊藤明美委員の3名でございます。調査委員長は11番の河津裕治委員でございます。</p> <p>それでは、河津裕治委員に調査委員長として一言お願いいたします。</p> |
| <p>調査委員 (河津裕治)</p> | <p>こんにちは。今月の調査員の11番河津です。3月25日に、美野委員、伊藤委員と事務局3名と現地を見てまいりました。今日はよろしく申し上げます。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。それでは、1ページですね、第1号議案農地法第3条の規定により許可申請の件、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。議案書1ページ、3条申請今月が3件上がっております。まず、14番から前津江町大野〇で、譲渡人は、すぐご近所にお住まいの〇さん。体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人もすぐご近所にお住まいの〇さん。譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、前津江振興局から少し西に入った集落のそばになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図で、現在の状況は、このようになっております。続いて、15番、大字日高〇と〇で、譲渡人が福岡県の〇さん。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したいということで、誠和町の〇</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>さんが譲り受けて農業を始めたいということです。この案件は、前回の総会で、空き家バンクの制度を使った別段面積の特例の指定を受けているものです。場所は、国道386号から天領大橋の下の交差点を登って少し行ったところ、○のすぐ向かいになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。赤いところが対象地、青いところが現在建物が建っているところです。現在の状況はこのようになっております。次に、議案書2ページに行きまして、16番天瀬町馬原○で、譲渡人が天瀬町赤岩にお住まいの○さん、管理が出来ないため譲り渡したいということで、申請地のお隣の土地の所有者でもあります○さんが、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、豊後中川駅のところの交差点から、高塚に向かう途中の県道沿いになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。この案件は、実は昨年11月に申請がありまして、調査委員さんをご同行の上現地を見ましたが、そのときの状況はこちらです。バス停の建物が、コンクリートの基礎まであるしっかりした小屋なんですけども、こういった違反転用の状態でありまして、これを解決するためいろいろ協議をしましたが、分筆するなどの方法が取ることが出来ないということで、これを改善しない限り、3条の申請、転用、非農地証明のいずれの方法もとることが出来ないため、原状回復しか方法がないという旨を伝えていたものでございます。バス停以外の分もよく見ると、砂利敷きのようになっていますが、現在はこのように改善をされておるといことです。同じ筆なんですけれど、こちらちょっと高低差がありまして、南側はこのような状態。もともと田んぼだったようなんですが、今後田んぼとして使うのは難しいということで、柚子の木を植えていくということです。一部は、植え付けの準備を始めているようです。はい、3条の申請は、以上3件になります。ここで現地調査にご同行いただいた河津委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>調査委員 (河津裕治)</p> | <p>はい。私たちが見た限り、問題ないと思っております。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>ありがとうございます。では次に、チェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をご覧ください。3条については、今月は1ページのみです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>の許可を出すための要件となりますが、書類の審査そして現地調査におきましても、いずれの項目についても該当しないと、つまり問題がないということを確認しております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。</p> <p>よろしいですか。なかったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は説明お願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>それでは議案3ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。番号2、大字田島〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が596㎡の第3種農地です。申請人は日田市田島町の〇さんです。駐車場及び貸駐車場用地として利用したいとのことでの申請ですが、一部既に転用されておりますので始末書を聴取いたします。場所のご説明です。近くには、〇さんがございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。この写真でもわかりますが、北側の部分、一部転用を既にされております。この部分が追認ということになります。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。手前の部分が追認部分、奥に見えている緑色の部分まだ農地が残っている部分がこのようになっております。高さをあわせて前</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>調査委員 (河津裕治)</p> | <p>の砂利の部分とあわせて近隣の方へ向けて貸す駐車場部分も設けるという計画で伺っております。それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。一部追認ですが、私たちが見た限り、特に問題ないと思います。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。チェックシートは、資料1の2ページと3ページになります。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、追認で始末書ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。</p> <p>なければこの件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして4ページですね、議案第3号農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>はい。議案4ページ、議案第3号、農地法第5条の計画変更についてです。今月は1件申請がありました。既に転用許可を受けたものの、転用目的が変わったための申請です。番号が2、大字庄手〇と〇、地目は台帳、現況ともに全て田、面積が合計で435㎡です。転用者は、日田市田島本町の〇さんです。当初の計画では議案書の上半分にありますように賃貸用住宅2棟を転用目的としており、既に許可を受けております。次に、議案書下半分の変更後のところですが、転用する土地や転用者はそのまま転用目的が土地造成用地となっております。これは、当初計画していた賃貸住宅は病を患っている転用者自身が亡くなった後に、残される奥様の生活基盤として残すためのものでしたが、今年の1月にその奥様が急に亡くなられたということで、生活基盤として残す必要がなくなったため、また、これを受けて融資が難しくなったため計画を変更したいということで伺っております。現在、既に許可を得ておりましたので、申請地は造成工事が行われております。この工事が終わって、造成が終わったところで転用完了としたいというご意向のようでございます。場所のご説明いたします。申請地は、日隈公民館のすぐ向かいにある赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真このようになっております。許可を得てこのような工事をしておりますので、奥のほうがいづ整地されておりますがこのような形できちんと造成が終わったところで完了としたいというご意向です。また、今回の申請内容や理由について計画変更が認められるものに当たるかを、念のため県西部振興局の担当者に確認してございまして、問題ないとの返事をいただいております。その際に、今回改めて5条申請をいただくようにとの指導を受けておりますので、後ほどご審議いただこうかと思っております。今回は、転用目的が許可できるものかどうかについては、次の議案第4号でご審議いただきますので既に許可を得た内容の変更を認めるかをご審議いただければと思います。現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思っております。</p> |
| <p>調査委員 (河津裕治)</p> | <p>はい。本件も私たちが見た限り、特に問題ないと思っております。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>ありがとうございました。私から以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ただいま事務局から説明がありました議案第3号でございます。事業計画変更申請の件、この件に関しまして何かある方はご発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p> |
| | <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それではですね、事業計画変更申請の件、承認したいと思います。</p> |
| | <p>続きまして、5ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>議案5ページ、議案第4号農地法第5条についてです。今月は4件申請がありました。番号15、大字求来里○、地目は台帳、現況ともに畑、面積が1,594㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市神来町の○さんで、譲受人は日田市神来町の○さんです。申請地を譲り受け、○利用者の心身の改善を目的とした運動場として利用したいとのことでの申請です。令和3年度中に農振除外の申請が出ておりました同じようなスライドご覧いただいたことがございますので、見覚えがある方もいらっしゃるかもしれませんが、場所が○さんのすぐ裏にあります赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況はこのようになっております。このように一面芝になっておりますが、これは特に違反転用とはならないので、また、譲受人の土地の利用計画はこの状態のままでよいということですので、特に追加の資金等は必要ないということになっております。続いて、先ほど議案第3号でご審議いただいた件についてです。番号が16、大字庄手○と○、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で435㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市日ノ隈町の○さんで、譲受人は日田市田島本町の○さんです。申請地を譲り受け土地造成用地として利用したいとのことでの申請です。スラ</p> |

イドは先ほどと同じものになっております。日隈公民館の向かいの赤丸をしているところが申請地で、航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図で、こちらが現在の状況です。ページをめくっていただきまして番号17です。大字友田485-1、地目は台帳、現況ともに畑、面積が274㎡の第3種農地です。こちら貸し借りとなっております、貸人が日田市南友田町の○さんで、借人は日田市清岸寺町の○さんです。申請地を借り受け、一般住宅として利用したいとのことでの申請です。このお二方親子の関係でございます。申請地近くには、○さんがございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。こちらが現在の土地の状況です。画面右側の一部ですね、こちらの倉庫にかかっておりますが、こちら200㎡未満の農業用施設ということで特に違反転用という状態ではないと捉えております。続いて、番号18です。大字上野○で、地目は台帳田、現況畑、面積が125㎡の第2種農地です。譲渡人が日田市上野町の○さんで、譲受人が同じく日田市上野町の○さんです。申請地を譲り受け、住宅への進入路及び駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所が近くに鏡坂公園がございまして、こちらが上野のバイパスのほうですね、おおよそ中間地点にある赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。元々は長方形の形だったものを今回の申請に合わせて、転用に必要な分だけということで、赤く囲んでおります申請地の面積部分だけに分筆をしたという状況です。字図で見るとこのようになっております。現況の写真がこちらです。この赤く囲んでいるのが、今回の申請地です。一部コンクリートが敷かれていたり、砂利が敷かれていたりということではありますが、先ほど申し上げたように右側のところの農地を管理するために、進入路部分であったり、一時的な農業用の車両を停めるためにこのような状況にしていたというところでございますので、こちらも特に違反転用では当たらないと考えております。それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

はい。私たちが見た限り、特に問題ないと思います。

調査委員
(河津裕治)

| | |
|--|--|
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No.1の、4ページと5ページが第5条についてです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。この中で、5ページの番号16の件、ページのおよそ中央のところですね、該当するに一つついております。しかし、第3種農地の場合、造成のみの許可も出来ますのでこの分は該当するになっておりますが、許可には問題がないものでございます。そのほかの項目については、書類審査現地調査によって該当しないことを確認出来ておりますので、まとめますと許可に問題はないと考えております。私からは以上です。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題はないというような意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。ありませんか。</p> <p>なければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号ですね。原案どおり許可相当といたします。今月の議案の説明は終了です。それでは、調査委員長、一言お願いいたします。</p> |
| <p>調査委員 (河津裕治) 議長 (石井照久)</p> | <p>はい。今回はですね、案件が少なくて早い時間に終わることが出来ました。今日はありがとうございました。</p> <p>ではですね、7ページ議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規5件、再設定10件、中間管理事業（一括方式）14件、解約3件でございます。この中に議</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>事参与の方がおられますので退出をお願いしたいと思います。○番○委員、○番○委員、○番○委員、○番○委員の4名の方でございます。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、退席)</p> <p>それでは、先にこの4名の方々の先に審議したいと思います。○委員は、○ページ、○ページ、○ページ、4件でございます。借り手は○でございます。それから、○議員が○ページのNo.○でございます。それから、○番の○委員が○ページ、○番、○ページ○番、借り手が○でございます。それから、○委員が○ページのNo.○、○ページのNo.○、○、○ページのNo.○、○、○ページNo.○と○でございます。借り手が○でございます。この4名の方に対しまして何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それでは、許可したいと思います。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、着席)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それではですね、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会におきまして、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業常時従事するものとして作成されたものでございます。それぞれの委員の方々のエリアにおきましてご確認をお願いします。問題があれば挙手をして、ご発言願いたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。</p> <p>なければ、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしたと考えます。ご意見がほかになかったらご承認いただけませんか。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それではですね、続きまして24ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてでございます。2件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (河野宏知)</p> | <p>はい。では議案24ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は2件申請がありました。まず、最初に番号11、南元町〇、〇で、地目は台帳田、現況宅地、また雑種地で、面積が合計で466㎡です。申請人は日田市東町の〇さんです。申請理由は、平成12年11月2日に進入路用地などとして、農地法第4条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明いたします。近くに、〇さんと〇さんがありまして、赤く丸で囲っているところが今回の申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真で、こちらが〇の現況の写真となっております、許可通りに転用がされているような状態となっております。続きまして、番号12、大字三和〇、地目は台帳田、現況宅地で、面積が422㎡です。申請人は日田市清水町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明いたします。近くに三花公民館と三和小学校がありまして、赤く丸で囲っている所が申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現在は宅地の一部として使われておりまして、平成13年の航空写真を確認したところ、当時から宅地の一部として使われていることが確認出来ましたので、20年の要件を満たしていることとなります。以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思います。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>推進委員 (高倉等)</p> | <p>はい。1番の日田・五和地区の高倉です。3月22日に現地の確認をいたしました。申請どおりに転用され、写真のように転用されて何も問題ないと思います。</p> |
| <p>推進委員 (諫山文彦)</p> | <p>農地委員の諫山です。12番の件ですが現況に合わせてということで、うちの近所なんですけど相当前からこういう状態になっておりましたので、特に問題はないかなと思われます。よろしくお願ひします。</p> |
| <p>事務局 (河野宏知)</p> | <p>はい。ありがとうございます。私からは以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。議案第6号ですね、現況証明書、非農地証明書の発行につきまして、何かこれに対してございますか。ありませんか。</p> |
| <p></p> | <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それではですね、現況証明書を発行いたしたいと思ひます。</p> |
| <p></p> | <p>続きまして、議案第7号、25ページですね、贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行につきまして、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (河野宏知)</p> | <p>はい。議案25ページ、議案第7号、贈与税の納税猶予に関する適格者証明書についてです。こちらは、農業を営んでいた方が農地等を農業後継者に一括贈与した場合、後継者に課税される贈与税が猶予される制度がございまして、このことを証明するものです。今月は1件申請がありました。番号1、大字羽田〇、ほか7筆、地目は台帳、現況ともに田及び畑で、面積が合計で、18,375㎡です。申請人は、日田市羽田町の〇さんで、贈与税の納税猶予を受けるために申請するものです。場所のご説明をいたします。〇さんの近くに赤く丸で囲っている</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>ところが、○、○、○がありまして、○さんのところから上がっていきまして、赤く丸で囲っているところは、○、○で、北側に赤く丸で囲っているところは○、西側のほうに赤く丸で囲っているところは、○、○となっております。こちらが○、○、○の航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが○の現況の写真で、こちらが○、○の現況の写真となっております、問題なく農業をされていることが確認出来ました。こちらが○と○の航空写真で、こちらが字図です。こちらが○の現況の写真で、こちらが○の現況の写真で、現在は、梨が植えられているような状態となっております。次に、こちらは、○の航空写真でこちらが字図となっております。こちらが○の現況の写真で、こちらも梨が植えられている状態となっております。こちらが○と○の航空写真で、こちらが字図です。こちらが○の現況の写真で、○の現況写真となっております、こちらも梨が植えられているような状態となっております、現在、農業を営んでいることが確認出来ました。以上につきまして、現地調査にご同行いただいた大谷委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>推進委員 (大谷定治)</p> <p>はい。大谷です。先日、河野さんと現地確認に参りました。どこの農地も、きれいに手入れされて耕作されていると確認されましたので、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局 (河野宏知)</p> <p>はい。ありがとうございました。私からは以上です。</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。議案第7号贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行につきましてですが、何かこれに対してございますか。ありませんか。 それではですね、証明書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
|--|--|

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。それでは、証明書発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして26ページ、議案第8号4月調査委員の選任につきましてです。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱の第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。それでは指名いたしたいと思います。7番森克男委員、8番飯田隆委員、12番川津清則の3名の方にお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件 報告第3号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件</p> <p>7番、その他</p> <p>(1) 3月戸別訪問集計表について</p> <p>(2) 4月現地調査 日 時 4月21日（木）午前9時～ ※ 調査委員</p> |
|-----------------------|--|

(3) 4月調査委員会

日 時 4月26日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 4月定例総会

日 時 5月9日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月20日(水) 役員会

4月22日(金) 常設審議委員会(大分市)

(6) その他 ・「3月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「3月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年5月9日

議 長 会 長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 1 8 番